

介護予防・日常生活支援総合事業関係Q & A (平成29年4月21日版)

宝塚市健康福祉部

No.	分類	質問	回答	掲載日
1	総則的事項	・すでに要支援認定を受けている方が総合事業に移行する日は、新たな要支援認定の認定日か、それとも新たな要支援認定の有効期間の開始日か？	・医療介護総合確保推進法附則の規定により、総合事業の開始日の「前日」時点で要支援認定を受けていた方は、その要支援認定の有効期間の末日までの間、改正前の介護保険法の適用を受けることとなりますので、その間は、総合事業に移行しないこととなっています。 ・宝塚市の場合、総合事業の開始日である平成29年4月1日の前日である3月31日時点で要支援認定を受けていた方は、その要支援認定の有効期間の末日までは、引き続き、予防給付のサービスを利用することとなります。総合事業への移行日は、平成29年4月1日以降に更新した要支援認定の有効期間の開始日となります。	平成29年4月21日
2	総則的事項	要介護認定の結果が自立となった場合、暫定プランで利用したサービスは、その全額が自己負担となるのか？	・予防給付の場合と同様に、自立(非該当)となった方は、基本的には、暫定プランで利用したサービスの費用の全額が自己負担となります。ただし、介護予防ケアマネジメントの観点から、例外的に、事業対象者とする決定を行った場合は、暫定プランで利用した予防給付のサービスは、全額が自己負担ですが、総合事業のサービスは、通常と同じ1割(又は2割)負担となります。	平成29年4月21日
3	総則的事項	・総合事業では、利用者が保険料を滞納した場合の給付制限はあるのか？	・厚労省Q & Aでは、「総合事業では、給付制限を一律には課さないが、各市町村の判断で実施することは可能である。」(平成26年9月30日版p52)としています。本市の運用では、当分の間、給付制限を行わない取扱いとしています。 ・なお、サービス提供事業者は、市のホームページに掲載した参考様式の利用契約書の約款にもあるように、滞納の場合には利用契約を解約する措置を採ることが考えられます。	平成29年4月21日
4	介護予防ケアマネジメント	・現在、予防給付の訪問介護を利用している方は、総合事業へ移行しても、引き続き、同じサービスが利用できるのか？	・総合事業のサービスの利用手続きでは、介護予防ケアマネジメントにおいて、ケアプラン上の目標を達成するためのサービスの選択が行われることとなりますが、制度的には、現行の「予防給付」と同等のサービスとして、「現行相当サービス」がメニュー化されており、平成28年4月以降、要支援認定が更新された際も、引き続き、「現行相当サービス」を利用していただくことが基本となります。 ・なお、本市が実施を予定している「訪問型サービスA」については、従事者養成研修により、サービスの担い手を年次的に増やしていくとともに、介護予防ケアマネジメントにおいて、本人・家族の意向も確認しながら、当該「訪問型サービスA」の利用につないでいくことを想定しています。	平成28年8月1日
5	介護予防ケアマネジメント	・平成29年4月1日以降、新たに要支援1・2の認定を受けられた方についても、「現行の通所介護相当」の総合事業のサービスを利用できる、という理解でよいのか？	・「現行相当サービス」については、国の地域支援事業実施要綱等で、総合事業移行前のサービス利用者のみを対象とする経過措置的なサービスとは特に位置づけられておらず、また、制度的な終期の設定も行われていないため、総合事業に移行した後は、「現行相当サービス」と「多様なサービス」が並立していきますが、年次的に、「多様なサービス」のメニューが充実していくに伴い、「多様なサービス」の利用が増加していくものと想定しています。 ・「現行相当サービス」のうち、「現行の訪問介護相当」については、介護専門職による身体介護・生活援助が提供されるサービスとして位置づけられ、「現行の通所介護相当」については、指定事業者が入浴、排せつ、食事の介護等や機能訓練等を提供するサービスとして位置づけられています。平成29年4月1日以降、新たに要支援の認定を受けた方についても、その必要とするサービス内容を勘案し、「現行相当サービス」が選択されることが考えられます。	平成28年8月1日
6	介護予防ケアマネジメント	・他市町村に住民票を置いたまま、本市に転入してきた人の場合、介護予防ケアマネジメントの委託契約の取り扱いはどうなるのか？	・遠隔地の住所地市町村に住民票を置いたまま、本市へ転入して来られた方については、従前、住所地市町村からの委託契約に基づき、本市内の居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを実施してきました。総合事業においても、従前と同様に、委託契約を締結して、介護予防ケアマネジメントを実施することが一般的と想定されますが、運用方法が変更される可能性も否定できないため、当該住所地市町村の意向を確認する必要があります。 ・なお、本市市民が住民票を置いたまま遠隔地へ転出された場合は、転出先の居宅介護支援事業所に委託する現行方式を継続していく予定です。 ・留意事項として、本件のような住所地特例が適用されない場合は、施設所在市町村長の指定を受けた事業者が提供する総合事業のサービスが利用できず、住所地市町村から事業者指定を受けた事業者が提供する総合事業のサービスを利用することとなります。ケアマネジメントを実施される際は、サービス提供事業者の事業者指定の実情を確認されるようお願いします。	平成29年3月31日

7	現行相当サービス	<p>・現行の介護予防通所介護は、現行相当サービスへ移行した場合、何がどう変わるのか？ たとえば、国保連合会への請求等はどうか？</p>	<p>・宝塚市の通所系サービスについては、現時点で、「現行の通所介護相当」の実施を予定していますが、「多様なサービス」の実施は予定していません。このため、「介護予防通所介護」から「現行の通所介護相当」への移行において、要支援者の方は、介護予防ケアマネジメントにおいて、利用するサービスの選択が行われますが、現行のサービス内容を継続して利用していただくことが基本となります。</p> <p>・一方、事業者においては、総合事業への移行に伴い、目的事業の追加に伴う定款の変更や、利用契約書のサービス名称を変更する手続きなどが想定され、一定の期間を要するとみられますので、計画的な準備をお願いします。</p> <p>・みなし指定事業者でない事業者(平成27年4月1日以降に県知事の事業者指定を受けた事業者)においては、市町村の事業者指定をあらかじめ受けておかないと、「現行の通所介護相当」へ移行できず、サービスの提供もできなくなることから、総合事業の開始時(平成29年4月1日)までに必要な事業者指定の手続きを行っておく必要があります。この手続きについては、今秋開催予定の事業者説明会で、そのスケジュールをお知らせします。</p> <p>・事業者報酬の請求については、引き続き、国保連合会を通して行うことになります。その際、本市の「現行の通所介護相当」については、報酬単価・加算を「介護予防通所介護」と同一とする予定であり、国保中央会が提供するサービスコードを使用することになります。</p> <p>☞【平成29年3月補足説明】現行相当サービスのサービスコードについては、「みなし指定事業者」である場合は、国保中央会が提供するA1みなし(訪問介護)、A5みなし(通所介護)を使用し、「みなし指定」でない事業者である場合は、A2独自(訪問介護)、A6独自(通所介護)を使用します。訪問型サービスAのサービスコードについては、A2独自の「サービス内容略称」が「●●/2」というサービスコードを使用します。</p>	平成28年8月1日
8	現行相当サービス・多様なサービス	<p>・要支援者がサービスを併用する場合の取り扱いはどうなるのか？</p>	<p>・予防給付のサービスと総合事業のサービスについては、支給限度額の範囲内で併用することができます。また、その場合に提供されるケアマネジメントは、予防給付によるケアマネジメントとなります。</p> <p>・しかし、現行の訪問介護相当(介護予防訪問型サービス)と訪問型サービスAについては、両者のサービス内容が類似することに加えて、支給限度額の管理上、いずれも月額包括報酬であることから、併用ができない取扱いとします。</p>	平成29年4月5日
9	多様なサービス	<p>・宝塚市民であっても、近隣他市の「多様なサービス」が利用できるのか？</p>	<p>・住所地特例対象者(施設入所者)の場合は、施設が所在する市町村が実施するサービスを利用するという特例がありますが、一般的には、次のとおりとなります。</p> <p>・宝塚市民である被保険者が利用できる「多様なサービス」は、宝塚市が事業者指定又は委託・補助・助成を行った事業者が提供するサービスとなります。同様に、近隣他市が事業者指定又は委託・補助・助成を行った事業者が提供する「多様なサービス」は、当該近隣他市の市民である被保険者は利用できませんが、宝塚市民である被保険者は利用できません。</p> <p>・なお、本市の事業者指定においては、円滑な制度移行を図るため、事業所の所在地が市内・市外であることは特に問わない取り扱いを予定しています。</p>	平成28年8月1日
10	多様なサービス	<p>・基準緩和型のサービスについて、宝塚市は、民間会社の参入を想定しているのか？</p>	<p>・宝塚市においては、現時点で、基準緩和型のサービスとして、「訪問型サービスA」を実施することを予定しており、その際、たとえば、実施事業者を公募で選定した事業者に限定するような方式は考えていません。</p> <p>・したがって、指定訪問介護事業所・指定介護予防訪問介護事業所であれば、本市の「訪問型サービスA」の事業者指定を受けるとともに、本市が実施する従事者養成研修修了者を雇用していただくことにより、「訪問型サービスA」に参入することができる方式を予定しています。</p>	平成28年8月1日
11	多様なサービス	<p>・訪問型サービスAの人員基準で、「一定の研修受講者」を可能とするとのことであるが、この「一定の研修」は市・県でいつ実施する予定か？</p>	<p>・宝塚市では、平成29年2月・3月の従事者養成研修の実施に向けて、現在、カリキュラム等を検討中であり、平成29年度以降も、従事者養成研修を継続的に実施していく予定です。</p> <p>・兵庫県に従事者養成研修については、今年度中に神戸地区で1回～2回開催する予定ですが、実施方法の詳細は未定であると聞いています。</p> <p>☞ この研修は、兵庫県と西宮市との共催により、平成29年3月22日・24日に西宮市内で実施されました。(平成29年3月追記)</p>	平成28年8月1日
12	多様なサービス	<p>・訪問型サービスAには、市町村ごとの従事者養成研修の修了者が従事するとされているが、宝塚市以外の市町村が実施した従事者養成研修の修了者は従事できないのか？</p>	<p>・宝塚市の運用として、兵庫県と兵庫県内市町村が実施した従事者養成研修で市長が適当と認めるものの修了者は、宝塚市の訪問型サービスAに従事することができます。この場合の「市長が適当と認めるもの」とは、市町実施分では、兵庫県標準カリキュラムに準じたカリキュラムによる従事者養成研修が該当するものとします。</p>	平成29年3月31日
13	多様なサービス	<p>・訪問型サービスAには、市が実施する従事者養成研修の修了者が従事するが、介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者といったホームヘルパー有資格者も従事できるとのことである。そのような場合であっても、市が実施する従事者養成研修を受講する必要があるのか？</p>	<p>・介護福祉士等のホームヘルパー有資格者が訪問型サービスAに従事する場合、事業者指定の人員基準により、本市の従事者養成研修を受講することなく、現に有するホームヘルパー資格により従事することができます。</p> <p>・なお、訪問型サービスAは、厚労省ガイドラインにない、人員基準の従事者数を「必要数」とし、常勤換算による一定数の従事者の確保を求めています。本来的には、緩和基準による「多様なサービス」の一つであり、従事者養成研修修了者の従事を想定して事業者報酬も設定していることから、今後、従事者養成研修修了者が雇用され、業務に従事されますよう十分な御配慮をお願いします。</p>	平成29年4月5日

14	多様なサービス	<p>・平成29年4月以降、新規の要支援者が訪問介護を利用する場合、緩和基準による「訪問型サービスA」を選択することを原則とする、というような市独自の運用は行わないのか？</p>	<p>・本市では、ご質問のような独自の運用は行わず、新規の要支援者であっても、「現行相当サービス」「訪問型サービスA」のいずれも利用可能としています（質問No.2の回答と同じ。）。ケアマネジメントにおいては、「多様なサービス」の年次的な普及を図っていくうえで、「訪問型サービスA」の利用もご検討いただきますが、以下のことに留意する必要があります。</p> <p>・「訪問型サービスA」については、現在、緩和基準によるヘルパーである市認定生活支援ヘルパーを養成しているところですが、平成29年度の養成者数で80人程度を予定しており、当分の間、要支援者の利用ニーズとサービスの供給量という観点から、「訪問型サービスA」のヘルパーが確保できない場合は、「介護予防訪問型サービス」を提供するというサービスの利用調整が必要になります。この利用調整は、本市の総合事業サイト掲載の「総合事業と介護予防ケアマネジメントについて（平成29年3月16日説明資料）」で説明していますが、ケアマネジャーがケアマネジメントを行っていくなかで機能させていくことになります。</p>	平成29年4月5日
15	事業者指定	<p>・「みなし指定事業者」ではない事業者は、平成29年4月に総合事業が始まる以前に各市町の事業者指定を受けなければならないとされている。しかし、総合事業への移行が現行の要支援認定の有効期間の更新時に、個別に行われ、また、個々の事業所の実際の利用者の有効期間の満了日がかなり先になるのであれば、事業者指定を急いで受ける必要はないということか？</p>	<p>・現在の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用者は、平成29年4月以降、個別に総合事業へ移行することから、個々の事業所ごとの利用者が総合事業に移行するまでは、その事業所は、総合事業の事業者指定を受けていない場合であっても、引き続き、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を提供することができます。</p> <p>・しかし、要支援認定を平成29年4月以降に更新した要支援者や、新規申請による要支援認定を受けた方から、新規に、総合事業の「現行相当サービス」を利用したいとの相談があった場合、市町村の「現行相当サービス」の事業者指定を受けていないと、その方に「現行相当サービス」が提供できないという意味では、早めに総合事業の事業者指定を申請されることをお勧めします。</p> <p>・なお、介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、平成30年3月31日まで、兵庫県の事業者指定を新規に受けたり、更新することができます。</p>	平成29年3月31日
16	事業者指定	<p>・兵庫県知事から受けた介護予防訪問介護・介護予防通所介護の事業者指定が、平成29年4月～平成30年3月の間に更新時期を迎える場合、指定申請はどこに出せばよいのか？</p>	<p>・平成30年3月31日までの間は、兵庫県知事あて更新申請を行ってください。ただし、その更新後の事業者指定の有効期間は、6年ではなく、平成30年3月31日までとなります。</p>	平成29年4月5日
17	事業者指定	<p>・総合事業の事業所番号は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護とは別の番号になるのか？</p>	<p>・WAMNET掲載の「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）」に添付された「Ⅱ-資料7 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所番号の考え方について」によれば、「同一法人が同一所在地において複数の事業所としての指定を受ける場合には、特例として同一番号を使用できる。」という考え方が示されており、その詳細は、次のとおりです。</p> <p>・⑥-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）の提供事業所になる場合 …最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。</p> <p>・⑥-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合 …最初に付番された番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。</p> <p>・⑦-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業の提供事業所になる場合 …最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。</p> <p>「⑦-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合 …最初に付番された事業所番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。</p> <p>・⑦-3 みなし指定を受けて介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを行う事業所になる場合 …現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。</p>	平成29年3月31日
18	事業者指定	<p>・総合事業の開始後、みなし指定事業者の事業所番号は従来のまま変わらないのか？</p>	<p>・みなし指定事業所は、平成29年4月以降も、従来からの事業所番号を使用します。</p>	平成29年4月21日
19	事業者指定	<p>・訪問型サービスAの人員基準の「訪問事業責任者」については、訪問介護や介護予防訪問介護との一体型の事業所であれば、既配置のサービス提供責任者で代えることが可能か？</p>	<p>・訪問介護・介護予防訪問介護（総合事業の介護予防訪問型サービスを含む。）と訪問型サービスAの利用者数の合計で換算した場合において、既設置のサービス提供責任者が利用者数40人に1人以上配置してあれば、訪問型サービスAのサービス提供責任者の人員基準を満たしているものとして取り扱います。</p>	平成29年4月5日
20	事業者指定	<p>・みなし指定事業者である場合は、平成30年3月31日までみなし指定が有効とのことであるが、平成30年4月以降分の市の指定申請はいつになるのか？</p>	<p>・指定期間が平成30年4月以降となる事業者指定の申請受付は、現時点で未定ですが、平成30年1月頃を想定しています。ただし、みなし指定事業者の数が多く、事務処理に相当の期間を要すると見込まれますので、早めの申請受付になる可能性があります。その際は、市のホームページの総合事業サイトでお知らせします。</p>	平成29年4月5日

21	利用契約等	・介護予防訪問介護・介護予防通所介護から、総合事業の「現行の訪問介護相当」「現行の通所介護相当」へ移行する場合、いつまでに現行の利用契約を変更すべきか？	・総合事業への移行に伴い、利用サービス名等が変更されますが、これが契約の一部変更該当するため、実際に総合事業のサービスを利用する日までに、現行の利用契約書のサービス名等の内容を変更する必要があります。 ・たとえば、現行の要支援認定の有効期間が平成29年8月31日までである場合、平成29年9月1日から有効期間が更新されますので、同日(9月1日)から総合事業へ移行することになります。この場合は、遅くとも、9月の第1回目のサービス提供日までに、利用契約の内容を変更しなければなりません。	平成29年3月31日
22	利用契約等	・総合事業の利用契約書・重要事項説明書については、宝塚市が定める様式のひな型があるのか？	・平成12年(2000年)4月に開始された介護保険のサービスは、従来の行政処分(措置)によるサービスの提供に代わり、私人間の自由な意思に基づく民法上の利用契約によって提供されています。指定基準省令で、サービス提供前に、従事者の職種・員数、営業時間等の重要事項を説明し、交付するとされ、その後、利用契約を締結するという順序が想定されていますが、民法の契約自由の原則から、法律上の様式のひな型は定められていません。総合事業についても、介護保険のサービスであることに変わりはなく、法律上の利用契約書・重要事項説明書の様式のひな型は定められていません。 ・ただし、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」(消費者契約法第1条)を考慮し、本市のホームページの総合事業サイトに利用契約書・重要事項説明書の参考例を掲載していますので、参照されますようお願いいたします。	平成29年3月31日
23	利用契約等	・総合事業のサービス提供事業所(訪問介護・通所介護)が作成するサービス計画は、どのような名称になるのか？	・本市の事業者指定の指定基準の別記1～3において、次のとおり定めています。 ・介護予防訪問型サービス …介護予防訪問型サービス計画 ・訪問型サービスA …訪問型サービスA計画 ・介護予防通所型サービス …介護予防通所型サービス計画 ・なお、これらの計画の様式は、現行と同様に、各事業所で任意に作成していただき、また、プランニングについても、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に準じてください。	平成29年4月5日
24	利用契約等	・市のホームページの「重要事項説明書」の参考例では、「サービスの種類」欄の表示が、「第1号訪問事業・介護予防訪問型サービス」「第1号訪問事業・訪問型サービスA」「第1号通所事業・介護予防通所型サービス」とある。しかし、市によって名称が異なり、煩雑であるので、「現行相当サービス」で一本化できないか？	・市のホームページの「重要事項説明書」は、参考例であり、事業所が独自の様式を採用されることは差し支えありません。 ・しかし、総合事業が地域支援事業の一つであり、提供されるサービスも市町村ごとに違う建前であることから、提供サービスを特定するうえで、少なくともサービスの名称は、各保険者が定めるサービス名を契約書・重要事項説明書に明示する必要があると考えています。宝塚市の総合事業については、「介護予防訪問型サービス」「訪問型サービスA」「介護予防通所型サービス」のいずれかを必ず表示してください。	平成29年4月5日
25	利用契約等	・市のホームページの「契約書」「重要事項説明書」の参考例では、一から契約等をやり直す方式となっているが、すでに締結している契約書の一部を変更する変更契約の方法でもよいのか？	・現行の利用契約書の様式には様々なパターンがあり、また、今回の制度改正による変更箇所が相対的に多いと想定されることから、市のホームページでは、契約をやり直す方式を提示しています。しかし、市のホームページの「利用契約書」等は参考例ですので、旧契約書の提供サービス名等を変更する変更契約方式であっても差し支えありません。 ・なお、今回、一部変更する元の契約書等は、当事者双方が調印する方式となっていたと思いますので、変更契約書についても、たとえば、一方的に通告するような方式ではなく、従来どおり、当事者双方が調印する方式としてください。	平成29年4月21日
26	定款変更	・定款を変更する場合、総合事業のサービスをどのように記載すべきか？	・参考例として、次のような事業名の追記が考えられます。 ①総合事業の訪問系サービスを提供する場合 …「介護保険法に基づく第1号訪問事業」 ②総合事業の通所系サービスを提供する場合 …「介護保険法に基づく第1号通所事業」 ③総合事業のケアマネジメントを提供する場合 …「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業」 ④総合事業のすべてのサービスを提供する場合(①②③を含む。) …「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」	平成29年3月31日
27	事業者報酬	・総合事業の月額包括報酬の日割計算では、起算日等をどのように取り扱うのか？	・WAMNET掲載の「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(平成29年2月13日事務連絡)」に添付された「Ⅰ-資料9 月額包括報酬の日割請求にかかる適用について」の4ページに様々なパターンが示されていますのでご参照ください。	平成29年3月31日
28	事業者報酬	・総合事業の地域単価に関する厚労省資料は、どこかに掲載されているのか？	・WAMNET掲載の「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(平成29年2月13日事務連絡)」に添付された「Ⅱ-資料3 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について」のうち、5ページの「(5) 介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」がその資料になります。なお、本市は、この厚労省資料に記載されている10円の単価は採用しません。 ・この厚労省資料によれば、適用されるサービスコードによって、次のとおり地域単価が異なることになります。 ・A1(訪問みなし)・A5(通所みなし) …事業所所在地の地域単価 ・A2(訪問みなし以外)・訪問型サービスA)・A6(通所みなし以外) …宝塚市(3級地)の地域単価	平成29年4月5日

29	事業者報酬	<p>・みなし指定事業者が使用するサービスコードのA1とA5は、市町村別ではなく、全国共通のサービスコードなのか？</p>	<p>・みなし指定事業者が使用するA1（訪問介護）とA5（通所介護）の算定構造・単位数・サービスコードの名称等は、いずれも厚労省が規定する全国共通の内容となっており、市町村が提供するサービスコードの取扱いとはなっていません。A1とA5のサービスコードのPCへの取り込みについては、PCシステムを提供している各システム開発業者へお尋ねください。</p> <p>・なお、総合事業への移行に伴い、市町村は、従来の予防給付になかった「1回当たり単価」をA1とA5に設定することが可能ですが、宝塚市では、従来どおり「月額包括報酬」としています。</p>	平成29年4月21日
30	事業者報酬	<p>・みなし指定の有効期間が終了したあとの平成30年4月以降、みなし指定事業者であった者が使用するサービスコードは何になるのか？</p>	<p>・みなし指定の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであり、この間、全国のみなし指定事業者は、一般に、現行の訪問介護相当（旧介護予防訪問介護）にはA1を、現行の通所介護相当（旧介護予防通所介護）にはA5のサービスコードを使用することになっています。平成30年4月以降は、現行の訪問介護相当にはA2を、現行の通所介護相当にはA6のサービスコードを使用することを予定しています。</p>	平成29年4月21日
31	事業者報酬	<p>・総合事業へ移行した場合、初回加算は算定されるのか？</p>	<p>・初回加算の算定は、基本的に、指定居宅介護支援・指定介護予防支援に準じるとされ、次の①～③の場合に算定できるとされています（平成26年9月30日版・平成27年1月9日版厚労省Q&A）。</p> <p>①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合 ②介護予防ケアマネジメントが終了して、2か月以上経過した後、再度、介護予防ケアマネジメントを実施する場合 ③要介護者が要支援の認定を受け、又は事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合</p> <p>・以上のとおり、単に総合事業へ移行しただけでは、①～③のいずれも該当せず、初回加算は算定されません。</p>	平成29年3月31日
32	事業者報酬	<p>・総合事業で介護職員処遇改善加算が実施される場合、予防給付による届出書類を兵庫県に提出しておけば、市町へ当該加算の届出を提出しなくてもよいのか？</p>	<p>・「みなし指定事業者」である場合は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算の届出と別紙が都道府県知事に提出されれば、市町村への届出と別紙の提出は不要とされています（平成28年4月18日版厚労省Q&A）。</p> <p>・「みなし指定事業者」でない場合は、①介護給付と介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を一体的に実施しているときは、介護職員処遇改善加算の届出と別紙を都道府県知事に提出するとともに、その写しを市町村へ届け出る、②総合事業の現行相当サービス（訪問・通所）のみを実施しているときは、都道府県知事への提出書類に準じて、市町村に届け出る、とされています（同上）。</p>	平成29年3月31日
33	その他	<p>・地域密着型通所介護（利用定員18人以下）は、今後、総合事業へ移行しないのか？ ・また、同事業所の指定期間の取扱いはどうなるのか？</p>	<p>・制度改正により、平成28年4月に、通所介護から移行した地域密着型通所介護（利用定員18人以下）については、要介護者を対象とするサービスであり、一方、平成29年4月に、総合事業へ移行する介護予防通所介護については、要支援者を対象とするサービスであることから、両事業は別事業であり、総合事業の開始後も、別事業として実施されることとなります。</p> <p>・したがって、地域密着型通所介護（利用定員18人以下）は、総合事業へ移行しない取扱いとなります。</p> <p>・事業者指定については、平成28年3月31日時点で、県知事から通所介護（利用定員18人以下）の事業者指定を受けていた事業者は、指定申請を行うことなく、平成28年4月1日から、事業所所在地の市町村長及び利用者である被保険者の住所地の市町村長から地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされています（みなし指定）。</p> <p>・この地域密着型通所介護（利用定員18人以下）の「みなし指定」の有効期間は、従前、個々の事業者が県知事から受けていた通所介護の指定期間（6年間）と同一であり、その期間満了時に指定を更新する際は、県知事ではなく、市町村長に対し更新の申請を行うこととなります。</p> <p>【参考；平成26年9月19日付け厚生労働省Q&A】 （問153）小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行されることはあるが、小規模な介護予防通所介護事業所が地域密着型介護予防サービスに移行されることはなく、予防給付の通所介護が地域支援事業へ移行するまでの間、当該介護予防通所介護事業所は介護予防サービス事業所（介護予防通所介護事業所）のまま変わらないとの理解でよいか。（答）お見込みのとおり。</p>	平成28年8月1日